

## 医療機関の医療機能に関する情報【歯科診療所】

1.管理・運営・サービス・アメニティに関する事項		詳細	記載上の留意事項
<b>(1)基本情報</b>			
1	診療所の名称		開設許可証と同じ正式名称とし、フリガナ及びローマ字を付記する。なお、略称がある場合、略称及び略称のフリガナを記載しても差し支えない。
2	診療所の開設者		開設者名及びフリガナを記載する。
3	診療所の管理者		管理者名及びフリガナを記載する。
4	診療所の所在地		開設許可証と同じ正式名称とし、フリガナ、郵便番号及び英語での表記を付記する。なお、建物名等を付記することについては、病院の開設許可証に建物名等が表記されていない場合であっても、分かりやすい情報提供である場合は差し支えない。
5	診療所の案内用の電話番号及びFAX番号		患者や住民からの連絡が可能な電話番号及びFAX番号を記載する。また、夜間・休日案内用に電話番号がある場合はその番号及び対応可能時間を記載する。
6	診療科目		医療法第6条の6に基づく診療科名を指す。
7	診療科目別の診療日		標榜している診療科目毎の診療を行う曜日を記載
8	診療科目別の診療時間		標榜している診療科目毎の診療を行う時間を記載
<b>(2)診療所へのアクセス</b>			
9	診療所までの主な利用交通手段		病院等の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から病院等までの主な交通手段、所要時間等を記載
10	診療所の駐車場	(i)駐車場の有無	敷地内及び隣接地(概ね徒歩5分圏内)に駐車場を保有しているかどうか。
		(ii)駐車台数	(i)の駐車場について、駐車可能な普通乗用車等の台数を記載
		(iii)有料又は無料の別	(i)の駐車場の有料・無料の区別を記載(有料の場合、料金を記載することも差し支えない。)
11	案内用ホームページアドレス		患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合にURLを記載
12	案内用電子メールアドレス		患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合にはそのアドレスを記載
13	診療科目別の外来受付時間		
14	予約診療の有無		
<b>(3)院内サービス・アメニティ</b>			
15	院内処方の有無		外来患者に対して、診療所内で処方が行われているかどうか。
16	外国人の患者の受入れ体制		別表1の1)
17	障害者に対するサービス内容		別表1の2)
18	車椅子等利用者に対するサービス内容		別表1の3)
19	受動喫煙を防止するための措置		別表1の4)
20	医療に関する相談員の配置の有無及び人数		医療ソーシャルワーカー等の相談員を配置している場合にはその人数を記載(※非常勤も含む。非常勤を含む場合には常勤換算により記載。)
<b>(4)費用負担等</b>			

21	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類		別表1の5)
22	電子決済による料金の支払いの可否		料金の支払いにあたって利用可能な電子決済サービスの有無及び対応可能な決済サービスの種類を具体的に記載する。ただし、他法令等において規制されているものは除く。
2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項			
(1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス			
23	医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項		別表1の6)
24	対応することができる疾患又は治療の内容		別表2
25	専門外来の有無及び内容		診療所内において、設置している特定の患者、部位、疾患、治療を対象とする専門的外来を設置しているかどうか。設置している場合、医療法に基づき、広告が可能な患者特性や治療方法に限る。また、名称を記載する部分については、都道府県が定める様式において、字数制限を設けることができる。
26	電子資格確認の仕組みを利用して取得した診療情報を活用した診療の実施の有無		マイナンバーカードの保険証利用により、本人の同意の下、診療情報を取得・活用して診療を実施する体制を有しているかどうか。
27	電磁的記録をもつて作成された処方箋の発行の可否		「電子処方箋管理サービスの運用について」(令和4年10月28日付け薬生発1028第1号、医政発1028第1号、保発1028第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長、医政局長、保険局長通知)に準拠した電子処方箋を発行することができるかどうか。
28	健康診査及び健康相談の実施	(i) 健康診査の実施の有無及び内容	内容については、「乳幼児検診」、「胃がん検診」等、対象者や部位を付記することは差し支えなく、「人間ドック」という表現も差し支えない。ただし、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、内容を記載する部分については、都道府県の定める様式において字数制限を設けることができる。
		(ii) 健康相談の実施の有無及び内容	内容については、「がんに関する健康相談」、「生活習慣病に関する健康相談」、「歯の健康相談」等、対象者や部位を付記することは差し支えない。ただし、内容については、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、内容を記載する部分については、都道府県の定める様式において字数制限を設けることができる。
29	対応することができる在宅医療		別表1の7)
30	地域医療連携体制	(iv) 産婦人科又は産科以外の診療科での妊産婦に対する積極的な診療の実施の有無	産婦人科又は産科以外の診療科での妊産婦に対する積極的な診療の実施の有無を記載する。ただし、以下の①から④のすべてを満たすものとする。 ① 妊産婦や妊娠を希望する患者への診療や薬の説明の際には、例えば、国立成育医療研究センター「妊娠と薬情報センター」の情報等を活用すること等により、必要な情報収集を行ったうえで文書を用いて説明していること、 ② 母子健康手帳について、医学的な必要性を考慮したうえで、確認していること。ただし、患者の希望やプライバシーへも配慮した対応をしていること、 ③ 妊産婦の産婦人科の主治医に対し当該妊産婦の情報を診療情報提供書等で共有すること等により、産婦人科の主治医と連携していること、 ④ 以下の内容を含む妊産婦の特性を勘案した診療を実施している、産婦人科(産科)以外の診療科の医師を配置していること。 ・妊娠前後及び産後の生理的変化と検査値異常 ・妊娠している者の診察時の留意点 ・妊娠している者に頻度の高い合併症や診断が困難な疾患 ・妊娠している者に対する画像検査(エックス線撮影やコンピュータ断層撮影)の可否の判断 ・胎児への影響に配慮した薬剤の選択
3. 医療の実績、結果等に関する事項			

31	歯科診療所の人員配置	(i) 医療従事者の人員数	別表1の8) 常勤者の数と非常勤者について「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」別表「常勤医師等の取扱いについて」に基づき常勤換算した数とを足しあわせた数について記載する。なお、担当させている業務内容が2以上にわたる場合は、その主たる業務によって計上し、現に主として行っている業務内容により、そのいずれか一方に計上する。
32	法令上の義務以外の医療安全対策	(i) 医療安全についての相談窓口の設置の有無	診療所内に常設される患者相談窓口を設置し、患者等からの苦情、相談に応じられる体制を確保しているかどうか。
		(ii) 医療安全管理者の配置の有無	当該診療所における医療に係る安全管理を行う部門の業務に関する企画立案及び評価、診療所内における医療安全に関する職員の安全管理に関する意識の向上や指導等の業務を行う者を配置しているかどうか。
		(iii) 医療事故調査制度に関する研修(医療事故調査・支援センター又は第一条の十の五第一項に規定する協議会が実施するものに限る。)の管理者の受講の有無	医療事故調査制度・支援センター又は医療事故調等支援団体等連絡協議会が実施する研修(当該センターから委託されて実施されるものを含む。)を診療所の管理者が受講しているかどうか。
33	法令上の義務以外の院内感染対策	(i) 院内感染防止対策	歯科点数表第1章基本診療料第1部初・再診料第1節初診料の注1に規定する施設基準に対応する診療報酬点数が算定されているもの
34	情報開示に関する体制	(i) 情報開示に関する窓口の有無及び料金	診療所内に常設される情報開示の手続き等を行う窓口で、患者等からの診療情報等の情報に関する相談、開示請求に応じられる体制を確保しているかどうか。また、診療録開示請求の際の料金について記載。なお、白黒コピー1枚あたりの料金など支払金額の目安が分かるように記載すること。
35	患者数	(i) 外来患者数	「外来患者の数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の外来患者延数を実外来診療日数で除した数を記入する。この場合、外来患者数に在宅患者数は含めない。
36	患者満足度の調査	(i) 患者満足度の調査の実施の有無	患者に行う当該診療所に対する満足度についてのアンケート等を実施しているかどうか。ただし、調査結果そのものについては記載しないこと。
		(ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無	(i) のアンケート等の結果を、患者等の求めに応じて提供するかどうか。

# 【歯科診療所用】

# 別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
1)	外国人の患者の受入れ体制	1	対応することができる外国語の種類	職員が外国語で対応できる、通訳者を配置している、電話通訳サービスを契約している等により、診療の一連の流れにおける主要な場面を含め、外国語での対応が可能な言語を記載する。ただし、定期的に（週1日以上）対応が可能な日があるものに限る。また、対応可能な時間帯等の特記事項があれば記載する。 多言語音声翻訳機器（言語を入力すると自動で他の言語に翻訳して音声出力するアプリ等）による通訳は含まない。
		2	多言語音声翻訳機器の利用の有無	多言語音声翻訳機器を利用した対応が、部門を問わず可能かどうか。
2)	障害者に対する配慮	1	手話による対応	
		2	施設内の情報の表示	視覚的に施設内の案内等が表示されることにより、聴覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
		3	音声による情報の伝達	音声により施設内の案内等が行われることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
		4	施設内点字ブロックの設置	
		5	点字による表示	点字により診療の内容等が表示されることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
3)	車椅子等利用者用駐車施設の有無	1	施設のバリアフリー化の実施	高齢者や障害者の利用にも配慮した設計がされていること。具体的には、車椅子で通行可能な通路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等がなされていること
		2	車椅子等利用者用駐車施設の有無	案内表示や表面への国際シンボルマークの塗装等の見やすい方法で、車椅子利用者用等の駐車施設である旨を表示された駐車施設であること。
		3	多機能トイレの設置	車椅子使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備えて、車椅子使用者だけでなく、高齢者、障害者、子ども連れなど多様な人が利用可能であるトイレを設置していること。
4)	受動喫煙防止対策	1	施設内における全面禁煙の実施	施設内の屋内外全ての場所を禁煙としていること。2の特定屋外喫煙場所を備えている場合は該当しない。
		2	健康増進法第28条第13号に規定する特定屋外喫煙場所の設置	健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十八条第十三号に規定する特定屋外喫煙場所を備えていること。
5)	医療保険、公費負担等	1	保険医療機関	健康保険法（大正11年法律第70号）により指定を受けた医療機関

# 【歯科診療所用】

# 別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		2 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法及び同法に基づく療養等の給付の対象とならない医療並びに公費負担医療を行わない医療機関	保険医療機関以外の医療機関
		3 労災保険指定医療機関	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により、「療養の給付」を行う医療機関として、都道府県労働局長が指定した医療機関
		4 指定自立支援医療機関（更生医療）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）により、自立支援医療（更生医療）を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関
		5 指定自立支援医療機関（育成医療）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）により、自立支援医療（育成医療）を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関
		6 指定自立支援医療機関（精神通院医療）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）により、自立支援医療（精神通院医療）を行う医療機関として、都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定した医療機関
		7 生活保護法指定医療機関（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく指定医療機関を含む。）	生活保護法（昭和25年法律第144号）により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する医療機関
		8 医療保護施設（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療保護施設を含む。）	生活保護法（昭和25年法律第144号）により、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的として、都道府県が設置し、又は都道府県知事が届出を受け、若しくは認可した施設
		9 指定小児慢性特定疾病医療機関	児童福祉法（昭和22年法律第164号）により、小児慢性特定疾病医療費が支給される小児慢性特定疾病医療支援を行う機関として、都道府県知事が指定する医療機関
		10 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づく指定医療機関	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）により、指定難病の患者に対し特定医療に要した費用について医療費が支給される都道府県が指定する医療機関

# 【歯科診療所用】

# 別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		11 原子爆弾被害者指定医療機関	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）により、同法に規定する医療を担当する医療機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関
		12 原子爆弾被害者一般取扱医療機関	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）により、同法の規定による支払を受けることができる医療機関として、都道府県知事が指定した医療機関
		13 単独型臨床研修施設若しくは管理型臨床研修施設	歯科医師法（昭和23年法律第202号）により、臨床研修施設の指定の基準を満たす診療所として、厚生労働大臣が指定した施設のうち、歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令に定める単独型臨床研修施設若しくは管理型臨床研修施設
		14 特定行為研修指定研修機関	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）により、看護師が行う特定行為に係る特定行為研修を行う機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関
		15 臨床修練病院等	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和62年法律第29号）により、外国医師又は外国歯科医師並びに外国看護師等が臨床修練を行うに適切な体制にあると認められる病院として、厚生労働大臣が指定した病院又は診療所
		16 在宅療養支援歯科診療所	「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」により、在宅等における療養を歯科医療面から支援する歯科診療所であって、「特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生局支局長に届け出たもの
		17 無料低額診療事業実施医療機関	社会福祉法（昭和26年法律第45号）により、生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業を実施する医療機関で、都道府県知事が届出を受けた医療機関
		18 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	警察への被害届の有無や性犯罪として扱われたか否かに関わらず、強姦・強制わいせつ（未遂・致傷を含む）の被害を受けた、被害に遭ってから1～2週間程度の急性期の被害者を対象として、必要な支援を提供できる関係機関・団体等に関する情報提供などの支援を行う医療機関
		19 外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関	「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入れ体制に係る情報の取りまとめについて（依頼）」（平成31年3月26日付医政総発0326第3号、観参第800号）により、地域における外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関として都道府県が選出した医療機関
		20 紹介受診重点診療所	「外来機能報告等に関するガイドライン」（令和4年4月1日付医政発0401第27号別添5）により、医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関として都道府県が公表した診療所

【歯科診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
6)	医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項	平成19年厚生労働省告示第108号第1条第2号の一般社団法人日本専門医機構又は一般社団法人日本歯科専門医機構が行う医師又は歯科医師の専門性に関する資格（基本的な診療領域に係るものに限る）、同条第三号の厚生労働大臣に届け出た団体が行う認定に係る薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格並びに令和三年厚生労働省告示第304号附則第二条により、当分の間、なお従前の例により広告することができる医師及び歯科医師の専門性に関する資格の種類及びその種類毎の人数	該当する資格を保有する医療従事者（非常勤を含む）が在籍している医療機関は、当該専門資格の種類毎に資格を保有する医療従事者の人数（非常勤を含む場合には常勤換算により記載）を記載する。
7)	対応可能な在宅医療		
	①在宅医療	1 往診（終日対応することができるものに限る。）	24時間の往診が可能な場合に選択
		2 上記以外の往診	上記以外の往診の場合に選択
		3 退院時共同指導	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4 救急搬送診療	同上
		5 在宅患者訪問薬剤管理指導	同上
		6 在宅患者連携指導	同上
		7 在宅患者緊急時等カンファレンス	同上
		8 歯科訪問診療	同上
		9 訪問歯科衛生指導	同上
		10 歯科疾患在宅療養管理	同上
		11 在宅患者歯科治療時医療管理	同上

【歯科診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		12	在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理	同上
		13	小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理	同上
	②在宅療養指導	1	退院前在宅療養指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	在宅悪性腫瘍等患者指導管理	同上
		3	在宅悪性腫瘍患者共同指導管理	同上
	③診療内容	1	点滴の管理	診療内容に合致するものを選択
		2	疼痛の管理	診療内容に合致するものを選択
		3	モニター測定	診療内容に合致するものを選択
		4	在宅ターミナルケアの対応	診療内容に合致するものを選択
	④他施設との連携	1	病院との連携	常時病院と共同して在宅医療を実施している場合に選択
		2	診療所との連携	常時診療所と共同して在宅医療を実施している場合に選択
		3	訪問看護ステーションとの連携	常時訪問看護ステーションと共同して在宅医療を実施している場合に選択
		4	居宅介護支援事業所との連携	常時居宅介護支援事業所と共同して在宅医療を実施している場合に選択
		5	薬局との連携	常時薬局と共同して在宅医療を実施している場合に選択
9)	医療従事者	1	医師	
		2	歯科医師	
		3	薬剤師	
		4	看護師及び准看護師	

**【歯科診療所用】****別表 1**

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		5	助産師	
		6	歯科衛生士	
		7	管理栄養士及び栄養士	
		8	診療放射線技師	
		9	理学療法士	
		10	作業療法士	

## 【対応可能な疾患・治療内容】

別表2

### ※全体に係る留意事項

- 実施件数が求められている項目については、報告する年度の前年度に実施された件数を記載すること
- 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているものを対象とし、公的医療保険による療養等の給付又は公費負担医療に係る給付として実施するものに限ること(ただし、「正常分娩」、「成人の歯科矯正治療」を除く)
- リハビリ領域において、実施件数とは取り扱った実患者数とする。

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
1)	皮膚・形成外科領域	1	皮膚・形成外科領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	真菌検査(顕微鏡検査)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	皮膚生検		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	凍結療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	光線療法(紫外線・赤外線・PUVA)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	中等症の熱傷の入院治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		7	顔面外傷の治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		8	皮膚悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「皮膚悪性腫瘍切除術」を算定しているもの
		9	皮膚悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		10	良性腫瘍又は母斑その他の切除・縫合手術		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		11	マイクロサージェリーによる遊離組織移植		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		12	唇顎口蓋裂手術	○	医科診療報酬点数表の「顎・口蓋裂形成手術」を算定しているもの
		13	アトピー性皮膚炎の治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
	2) 神経・脳血管領域	1	神経・脳血管領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	脳波検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	長期継続頭蓋内脳波検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	光トポグラフィー		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	脳磁図		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	頭蓋内圧持続測定		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		7	頸部動脈血栓内膜剥離術	○	医科診療報酬点数表の「動脈血栓内膜摘出術 2内頸動脈」を算定しているもの
		8-1	経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術(終日対応することができるものに限る。)	○	医科診療報酬点数表の「経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術」を算定しているもの
		8-2	上記以外の経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術		
		9	抗血栓療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		10-1	頭蓋内血腫除去術(終日対応することができるものに限る。)	○	医科診療報酬点数表の「頭蓋内血腫除去術(開頭して行うもの)」を算定しているもの
		10-2	上記以外の頭蓋内血腫除去術		
		11-1	脳動脈瘤根治術(被包術、クリッピング)(終日対応することができるものに限る。)	○	医科診療報酬点数表の「脳動脈瘤被包術」「脳動脈瘤流入血管クリッピング(開頭して行うもの)」「脳動脈瘤頸部クリッピング」を算定しているもの
		11-2	上記以外の脳動脈瘤根治術(被包術、クリッピング)		
		12	脳動静脈奇形摘出術	○	医科診療報酬点数表の「脳動静脈奇形摘出術」を算定しているもの
		13	脳血管内手術	○	医科診療報酬点数表の「脳血管内手術」を算定しているもの
		14	脳腫瘍摘出術	○	医科診療報酬点数表の「頭蓋内腫瘍摘出術」を算定しているもの
		15	脊髄腫瘍摘出術	○	医科診療報酬点数表の「脊髄腫瘍摘出術」を算定しているもの
		16	悪性脳腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		17	悪性脳腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		18	小児脳外科手術	○	乳児・幼児・学童に対し脳外科的な手術を行ったもの(概数で差し支えない)

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		19	てんかん手術を含む機能的脳神経手術		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	<b>3) 精神科・神経科領域</b>	1	精神科・神経科領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	臨床心理・神経心理検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	精神療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	精神分析療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	心身医学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	終夜睡眠ポリグラフィー		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		7	禁煙指導(ニコチン依存症管理)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		8	思春期のうつ病又は躁うつ病		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		9	睡眠障害		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		10	摂食障害(拒食症・過食症)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		11	アルコール依存症		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		12	薬物依存症		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		13	神経症性障害(強迫性障害、不安障害、パニック障害等)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		14	認知症		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		15	心的外傷後ストレス障害(PTSD)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		16	発達障害(自閉症、学習障害等)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		17	精神科ショート・ケア		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		18	精神科デイ・ケア		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		19	精神科ナイト・ケア		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		20	精神科デイ・ナイト・ケア		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		21	重度認知症患者デイ・ケア		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	<b>4) 眼領域</b>	1	眼領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	硝子体手術	○	医科診療報酬点数表の「硝子体注入・吸引術」「硝子体切除術」「硝子体茎頭顕微鏡下離断術」「網膜付着組織を含む硝子体切除術(眼内内視鏡を用いるもの)」又は、「増殖性硝子体網膜症手術」を算定しているもの
		3	水晶体再建術(白内障手術)	○	医科診療報酬点数表の「水晶体再建術」を算定しているもの
		4	緑内障手術	○	医科診療報酬点数表の「緑内障手術」を算定しているもの
		5	網膜光凝固術(網膜剥離手術)	○	医科診療報酬点数表の「網膜光凝固術」を算定しているもの
		6	斜視手術	○	医科診療報酬点数表の「斜視手術」を算定しているもの
		7	角膜移植術	○	医科診療報酬点数表の「角膜移植術」を算定しているもの
		8	コンタクトレンズ検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		9	小児視力障害診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	<b>5) 耳鼻咽喉領域</b>	1	耳鼻咽喉領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	喉頭ファイバースコープ		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	純音聴力検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	補聴器適合検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	電気味覚検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	小児聴力障害診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		7	鼓室形成手術	○	医科診療報酬点数表の「鼓室形成手術」を算定しているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		8	副鼻腔炎手術	○	医科診療報酬点数表の「上顎洞根治手術」「鼻内上顎洞根治手術」「鼻内篩骨洞根治手術」「鼻内蝶形洞根治手術」「上顎洞篩骨洞根治手術」「前頭洞篩骨洞根治手術」「篩骨洞蝶形洞根治手術」「上顎洞篩骨洞蝶形洞根治手術」「上顎洞篩骨洞前頭洞根治手術」「前頭洞篩骨洞蝶形洞根治手術」又は、「汎副鼻腔根治手術」を算定しているもの
		9	内視鏡下副鼻腔炎手術	○	上記手術について医科診療報酬点数表の「副鼻腔手術用内視鏡加算」を算定しているもの
		10	舌悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「舌悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		11	舌悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		12	舌悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		13	咽頭悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「咽頭悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		14	咽頭悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		15	咽頭悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		16	喉頭悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「喉頭悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		17	喉頭悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		18	喉頭悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		19	摂食機能障害の治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	<b>6) 呼吸器領域</b>	1	呼吸器領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	気管支ファイバースコープ		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	肺悪性腫瘍摘出術	○	医科診療報酬点数表の「肺悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		4	胸腔鏡下肺悪性腫瘍摘出術	○	医科診療報酬点数表の「胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		5	肺悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	肺悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		7	在宅持続陽圧呼吸療法(睡眠時無呼吸症候群治療)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		8	在宅酸素療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	7) 消化器系領域	1	消化器系領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	上部消化管内視鏡検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	上部消化管内視鏡的切除術	○	医科診療報酬点数表の「内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術」を算定しているもの
		4	下部消化管内視鏡検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	下部消化管内視鏡的切除術	○	医科診療報酬点数表の「内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術」を算定しているもの
		6	虫垂切除術(ただし、乳幼児に係るものを除く。)	○	医科診療報酬点数表の「虫垂切除術」を算定しているもの(乳幼児に実施したものを除く)
		7	食道悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「食道悪性腫瘍手術」又は「食道悪性腫瘍手術(消化管再建手術を併施するもの)」を算定しているもの
		8	食道悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		9	食道悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		10	胃悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「胃切除術」又は「胃全摘術」を算定しているもの
		11	腹腔鏡下胃悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下胃切除術」又は「腹腔鏡下胃全摘術」を算定しているもの
		12	胃悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		13	胃悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		14	大腸悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「結腸切除術 3全切除、垂全切除又は悪性腫瘍手術」又は「直腸切除・切断術」を算定しているもの
		15	腹腔鏡下大腸悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下結腸悪性腫瘍手術」「腹腔鏡下直腸切除・切断術」を算定しているもの
		16	大腸悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		17	人工肛門の管理		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		18	移植用部分小腸採取術(生体)	○	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		19	生体部分小腸移植術	○	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		20	移植用小腸採取術(死体)	○	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		21	同種死体小腸移植術	○	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	<b>8) 肝・胆道・膵臓領域</b>	1	肝・胆道・膵臓領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	肝生検		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	肝悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「肝切除術」を算定しているもの
		4	肝悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	胆道悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「胆管悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		6	胆道悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		7	開腹による胆石症手術	○	医科診療報酬点数表の「胆管切開術」「胆嚢切開結石摘出術」「胆管切開結石摘出術(チューブ挿入を含む。)」又は、「胆嚢摘出術」を算定しているもの
		8	腹腔鏡下胆石症手術	○	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下胆管切開結石摘出術」又は「腹腔鏡下胆嚢摘出術」を算定しているもの
		9	内視鏡的胆道ドレナージ	○	医科診療報酬点数表の「内視鏡的胆道ステント留置術」を算定しているもの
		10	経皮経肝的胆道ドレナージ	○	医科診療報酬点数表の「胆管外瘻造設術 2 経皮経肝によるもの」「経皮経肝胆管ステント挿入術」又は、「肝内胆管外瘻造設術 2 経皮経肝によるもの」を算定しているもの
		11	膵悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「膵体尾部腫瘍切除術」「膵頭部腫瘍切除術」又は、「膵全摘術」を算定しているもの
		12	膵悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		13	膵悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		14	体外衝撃波胆石破碎術	○	医科診療報酬点数表の「体外衝撃波胆石破碎術(一連につき)」を算定しているもの
		15	生体肝移植	○	医科診療報酬点数表の「生体部分肝移植」を算定しているもの
	<b>9) 循環器系領域</b>	1	循環器系領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	ホルター型心電図検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3-1	心臓カテーテル法による諸検査(終日対応することができるものに限る。)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		3-2	上記以外の心臓カテーテル法による諸検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	心臓カテーテル法による血管内視鏡検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	冠動脈バイパス術	○	医科診療報酬点数表の「冠動脈、大動脈バイパス移植術」又は「冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないもの)」を算定しているもの
		6	経皮的冠動脈形成術(PTCA)	○	医科診療報酬点数表の「経皮的冠動脈形成術 1 高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの」を算定しているもの
		7	経皮的冠動脈血栓吸引術	○	医科診療報酬点数表の「経皮的冠動脈血栓吸引術」を算定しているもの
		8	経皮的冠動脈ステント留置術	○	医科診療報酬点数表の「経皮的冠動脈ステント留置術」を算定しているもの
		9	弁膜症手術	○	医科診療報酬点数表の「弁形成術」又は「弁置換術」を算定しているもの
		10	開心術	○	医科診療報酬点数表の「弁形成術」又は「弁置換術」以外の開心術を算定しているもの
		11	大動脈瘤手術	○	医科診療報酬点数表の「大動脈瘤切除術」を算定しているもの
		12	下肢静脈瘤手術	○	医科診療報酬点数表の「下肢静脈瘤手術」を算定しているもの
		13	ペースメーカー移植術	○	医科診療報酬点数表の「ペースメーカー移植術」を算定しているもの
		14	ペースメーカー管理		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
10)	腎・泌尿器系領域	1	腎・泌尿器系領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	膀胱鏡検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	腎生検		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	血液透析		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	夜間透析		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	腹膜透析(CAPD)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		7	体外衝撃波腎・尿路結石破砕術	○	医科診療報酬点数表の「体外衝撃波腎・尿管結石破砕術(一連につき)」を算定しているもの
		8	腎悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「腎(尿管)悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		9	腎悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		10	膀胱悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「膀胱悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		11	膀胱悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		12	前立腺悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「前立腺悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		13	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		14	前立腺悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		15	前立腺悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		16	生体腎移植	○	医科診療報酬点数表の「生体腎移植術」を算定しているもの
		17	尿失禁の治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
11)	産科領域	1	産科領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	正常分娩	○	診療報酬点数表において算定されているもの以外のものも可
		3	選択帝王切開術	○	医科診療報酬点数表の「帝王切開術 2選択帝王切開」を算定しているもの
		4	緊急帝王切開術	○	医科診療報酬点数表の「帝王切開術 1緊急帝王切開」を算定しているもの
		5	卵管形成手術	○	医科診療報酬点数表の「卵管形成手術(卵管・卵巣移植、卵管架橋等)」を算定しているもの
		6	卵管鏡下卵管形成術	○	医科診療報酬点数表の「卵管鏡下卵管形成術」を算定しているもの
		7	ハイリスク妊産婦共同管理		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		8	ハイリスク妊産婦連携指導		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		9	乳腺炎重症化予防ケア・指導		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
12)	婦人科領域	1	婦人科領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	更年期障害治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	子宮筋腫摘出術	○	医科診療報酬点数表の「子宮筋腫摘出(核出)術」を算定しているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		4	腹腔鏡下子宮筋腫摘出術	○	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下子宮筋腫摘出(核出)術」を算定しているもの
		5	子宮悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「子宮悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		6	子宮悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		7	子宮悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		8	卵巣悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「子宮附属器悪性腫瘍手術(両側)」を算定しているもの
		9	卵巣悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		10	卵巣悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
<b>13)</b>	<b>乳腺領域</b>	1	乳腺領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	乳腺悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「乳腺悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		3	乳腺悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	乳腺悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
<b>14)</b>	<b>内分泌・代謝・栄養領域</b>	1	内分泌・代謝・栄養領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	内分泌機能検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	インスリン療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	糖尿病患者教育(食事療法、運動療法、自己血糖測定)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	糖尿病による合併症に対する継続的な管理及び指導		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	甲状腺腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)」又は「甲状腺悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		7	甲状腺悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		8	甲状腺悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		9	副腎悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「副腎悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		10	副腎腫瘍摘出術	○	医科診療報酬点数表の「副腎腫瘍摘出術」を算定しているもの
15)	血液・免疫系領域	1	血液・免疫系領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	骨髄生検		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	リンパ節生検		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	造血器腫瘍遺伝子検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	白血病化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	白血病放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		7	骨髄移植	○	医科診療報酬点数表の「骨髄移植」を算定しているもの
		8	臍帯血移植	○	医科診療報酬点数表の「臍帯血移植」を算定しているもの
		9	リンパ組織悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		10	リンパ組織悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		11	血液凝固異常の診断及び治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		12	エイズ診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		13	アレルギーの減感作療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
16)	筋・骨格系及び外傷領域	1	筋・骨格系及び外傷領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	関節鏡検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	手の外科手術		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	アキレス腱断裂手術(筋・腱手術)	○	医科診療報酬点数表の「アキレス腱断裂手術」を算定しているもの
		5	骨折観血的手術	○	医科診療報酬点数表の「骨折観血的手術」を算定しているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		6	人工股関節置換術(関節手術)	○	医科診療報酬点数表の「人工関節置換術 肩、股、膝」を股関節について算定しているもの(概数で差し支えない)
		7	人工膝関節置換術(関節手術)	○	医科診療報酬点数表の「人工関節置換術 肩、股、膝」を膝関節について算定しているもの(概数で差し支えない)
		8	脊椎手術	○	医科診療報酬点数表の「椎弓切除術」「内視鏡下椎弓切除術」「椎弓形成術」「黄色靭帯骨化症手術」「脊椎、骨盤腫瘍切除術」「脊椎、骨盤悪性腫瘍手術」「脊椎披裂手術」「脊椎骨切り術」「脊椎固定術」「脊椎側彎症手術」「内視鏡下脊椎固定術(胸椎又は腰椎前方固定)」又は、「体外式脊椎固定術」を算定しているもの
		9	椎間板摘出術	○	医科診療報酬点数表の「椎間板摘出術」を算定しているもの
		10	椎間板ヘルニアに対する内視鏡下椎間板摘出術	○	医科診療報酬点数表の「内視鏡下椎間板摘出(切除)術」を算定しているもの
		11	軟部悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「四肢・躯幹軟部悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		12	軟部悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		13	骨悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「骨悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		14	骨悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		15	小児整形外科手術	○	乳児・幼児・学童に対して整形外科的な手術を行ったもの(概数で差し支えない)
		16	義肢装具の作成及び評価		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
17)	リハビリ領域	1	視能訓練		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	摂食機能療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	心大血管疾患リハビリテーション	○	医科診療報酬点数表の「心大血管疾患リハビリテーション料」を算定しているもの
		4	脳血管疾患等リハビリテーション	○	医科診療報酬点数表の「脳血管疾患等リハビリテーション料」を算定しているもの
		5	廃用症候群リハビリテーション	○	医科診療報酬点数表の「廃用症候群リハビリテーション料」を算定しているもの
		6	運動器リハビリテーション	○	医科診療報酬点数表の「運動器リハビリテーション料」を算定しているもの
		7	呼吸器リハビリテーション	○	医科診療報酬点数表の「呼吸器リハビリテーション料」を算定しているもの
		8	難病患者リハビリテーション	○	医科診療報酬点数表の「難病患者リハビリテーション料」を算定しているもの
		9	障害児リハビリテーション又は障害者リハビリテーション	○	医科診療報酬点数表の「障害児(者)リハビリテーション料」を算定しているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		10	がん患者リハビリテーション	○	医科診療報酬点数表の「がん患者リハビリテーション料」を算定しているもの
		11	認知症患者リハビリテーション	○	医科診療報酬点数表の「認知症患者リハビリテーション料」を算定しているもの
18)	小児領域	1	小児領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	小児循環器疾患		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	小児呼吸器疾患		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	小児腎疾患		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	小児神経疾患		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	小児アレルギー疾患		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		7	小児自己免疫疾患		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		8	小児糖尿病		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		9	小児内分泌疾患		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		10	小児先天性代謝疾患		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		11	小児血液疾患		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		12	小児悪性腫瘍		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		13	小児外科手術	○	乳児・幼児・学童に対し外科的な手術を行ったもの(概数で差し支えない)
		14	小児の脳炎又は髄膜炎	○	乳児・幼児・学童の脳炎や髄膜炎の加療を行ったもの(概数で差し支えない)
		15	小児の腸重積	○	医科診療報酬点数表の「腸重積症整復術」を算定し、「乳幼児加算」を加算しているもの
		16	乳幼児の育児相談		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		17	夜尿症の治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		18	小児食物アレルギー負荷検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
19)	麻酔領域	1	麻酔科標榜医による麻酔(麻酔管理)	○	医科診療報酬点数表の「麻酔管理料」を算定しているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		2	全身麻酔	○	医科診療報酬点数表の「マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔」を算定しているもの
		3	硬膜外麻酔	○	医科診療報酬点数表の「硬膜外麻酔」を算定しているもの
		4	脊椎麻酔	○	医科診療報酬点数表の「脊椎麻酔」を算定しているもの
		5	神経ブロック		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続注入	○	医科診療報酬点数表の「硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続的注入(1日につき)(チューブ挿入当日を除く。)」を算定しているもの
20)	緩和ケア領域	1	医療用麻薬によるがん疼痛治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	緩和的放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	がんに伴う精神症状のケア		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
21)	放射線治療領域	1	体外照射		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	ガンマナイフによる定位放射線治療	○	医科診療報酬点数表の「ガンマナイフによる定位放射線治療」を算定しているもの
		3	直線加速器による定位放射線治療	○	医科診療報酬点数表の「直線加速器による定位放射線治療」を算定しているもの
		4	粒子線治療	○	医科診療報酬点数表の「粒子線治療」を算定しているもの
		5	密封小線源照射		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	術中照射		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
22)	画像診断	1	画像診断管理(専ら画像診断を担当する医師による読影)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	遠隔画像診断		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	CT撮影	○	医科診療報酬点数表の「コンピューター断層撮影(一連につき) 1 CT撮影」を算定しているもの
		4	MRI撮影	○	医科診療報酬点数表の「磁気共鳴コンピューター断層撮影(一連につき)」を算定しているもの
		5	マンモグラフィー検査(乳房撮影)	○	医科診療報酬点数表の「撮影 4 乳房撮影(一連につき)」を算定しているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		6	ポジトロン断層撮影(PET)、ポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影又はポジトロン断層・磁気共鳴コンピュータ断層複合撮影	○	医科診療報酬点数表の「ポジトロン断層撮影」「ポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影(一連につき)」又は「ポジトロン断層・磁気共鳴コンピュータ断層複合撮影(一連につき)」を算定しているもの
23)	病理診断	1	病理診断(専ら病理診断を担当する医師による診断)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	病理迅速検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
24)	歯科領域	1	歯科領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	成人の歯科矯正治療		診療報酬点数表において算定されているもの以外のものも可
		3	唇顎口蓋裂の歯科矯正治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	顎変形症の歯科矯正治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	著しく歯科診療が困難な者(障害者等)の歯科治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	摂食機能障害の治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
25)	歯科口腔外科領域	1	埋伏歯抜歯		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	顎関節症治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	顎変形症治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	顎骨骨折治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	口唇、舌若しくは口腔粘膜の炎症又は外傷の治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	口腔領域の腫瘍の治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		7	唇顎口蓋裂治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
26)	その他	1	漢方薬の処方		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	鍼灸治療		医師の指示の下、当該行為が提供されているもの
		3	外来における化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	在宅における看取り	○	医科診療報酬点数表の「在宅患者訪問診療料(1日につき)」の「在宅ターミナルケア加算」を算定しているもの
		5	一般不妊治療		医科診療報酬点数表の「一般不妊治療管理料」又は「人工授精」を算定しているもの。
		6	生殖補助医療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの